

徳島労働局発表
令和7年11月20日

報道関係者 各位

【照会先】

徳島労働局労働基準部賃金室
室長 渡辺 孝行
室長補佐 吉成 洋美
電話：088(652)9165

「徳島県特定最低賃金」の改正について

－令和8年1月1日より効力発生－

徳島労働局長（亀井 崇）は、徳島地方最低賃金審議会（会長 段野 聡子）から「徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」及び「徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の最低賃金引上げについて答申を受け、答申どおり改正決定する旨の決定を行いました。新しい特定最低賃金は、令和8年1月1日（木曜日）より効力が発生します。

なお、県内全ての労働者に適用される「徳島県最低賃金」も、令和8年1月1日から時間額1,046円に改正されます。

1 適用される産業と最低賃金額（詳細は別添を参照ください。）

特定最低賃金が 適用される産業名	最低賃金額（時間額）		引上げ額	効力発生日
	現行	改正後		
はん用機械器具、生産用 機械器具、業務用機械器 具製造業	1,070円	1,134円	64円	令和8年1月1日
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1,038円	1,105円	67円	

2 今後の取組

徳島労働局では、各自治体、労使団体、関係事業主等に対し広く周知徹底を図るとともに、引き続き、中小企業・小規模事業者に対する賃金引上げの環境整備のために講じている各種の支援施策の周知を積極的に行うこととしています。

特定最低賃金の概要

件 名	徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
適用する範囲	徳島県全域	
適用する使用者	徳島県の区域で各産業を営む使用者	
適用する労働者	上記使用者に使用される労働者	
適用除外される労働者	(1) 18 歳未満または 65 歳以上の者	
	(2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの	
	(3) 次に掲げる業務に主として従事する者	
	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務	イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務
	(4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	(4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者
最低賃金額	時間額 1, 1 3 4 円	時間額 1, 1 0 5 円
答申日	10 月 3 日	10 月 22 日
異議の申出期間	答申日から 10 月 20 日まで	答申日から 11 月 6 日まで
官報公示日	令和 7 年 11 月 4 日	令和 7 年 11 月 20 日
効力発生日	令和 8 年 1 月 1 日	
現行最賃額	1, 0 7 0 円	1, 0 3 8 円
引上げ額	6 4 円	6 7 円
引上げ率	5. 9 8 %	6. 4 5 %

※「徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金」は徳島県最低賃金が適用されています。